

令和4年3月22日

**人権関連条例制定に向けて
三原市人権施策推進協議会を開催します。
令和4年3月28日（月）13:45 から**

この度、市では昨今、21世紀は「人権の世紀」と言われ人権尊重が欠かせないこと、また従来からの課題や近年新たな人権課題もあり、これからの住みよい三原市を築くうえで「人権尊重」の礎となる人権関連条例を制定します。

この制定に向けて、様々な意見を聴取する必要があることから、市長の附属機関である「三原市人権施策推進協議会」を立ち上げ、令和3年度第1回目を実施します。

【三原市人権施策推進協議会のポイント（特徴）】

- 市長の附属機関に関する条例で設置される協議会で、定数15名です。
- 協議会は、市議会議員、学識経験者、市内の関係団体、市職員で構成されます。
- 今回は、協議会委員の委嘱及び条例制定についての背景や概要、策定スケジュールの内容で協議をします。※具体的な条例の内容については、令和4年度に行います。

- 1 協議会名 三原市人権施策推進協議会
- 2 開催日時 令和4年3月28日（月）
13時45分から15時15分まで
- 3 開催場所 市役所3階304・305会議室
- 4 内 容 (1) 委員委嘱
(2) 市長あいさつ
(3) 協議会説明
(4) 人権関連条例制定に向けて
ア 背景
イ 国内、県内の条例制定の状況
ウ 概要（案）
エ スケジュール
- 5 そ の 他 協議会は、公開です。取材を希望される方は、席や資料の準備がありますので事前に事務局の人権推進課までご連絡ください。

【問い合わせ先】人権推進課 課長 門 康樹（かど やすき）

人権推進係長 梶迫 治彦（かじさこ はるひこ）

〒723-8601 三原市港町三丁目5番1号 電話 0848・67・6044（直通） FAX0848・64・4103